

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 の 比
1 農林水産業費		316488000	257649048	0	58838952	58838952
	1 林業改善資金	316488000	257649048	0	58838952	58838952
2 公債費		161000	160518	0	482	482
	1 公債費	161000	160518	0	482	482
3 諸支出金		186000	185985	0	15	15
	1 繰出金	186000	185985	0	15	15
歳 出 合 計		316835000	257995551	0	58839449	58839449

歳入歳出差引残額

557,068,974 円

うち基金繰入額

なし

翌年度へ繰越額

557,068,974 円

平成16年9月14日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算

平成15年度 熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算

入

(単位 円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	過誤納額
1 財産収入		0	1723	1723	0	0	1723	0
	1 財産運用収入	0	1723	1723	0	0	1723	0
2 繰入金		3177000	2916000	2916000	0	0	-261000	0
	1 一般会計繰入金	3177000	2916000	2916000	0	0	-261000	0
3 諸収入		147185000	171177014	171177014	0	0	23992014	0
	1 貸付金元利収入	147185000	171018000	171018000	0	0	23833000	0
	2 雑入	0	159014	159014	0	0	159014	0
4 繰越金		0	76323096	76323096	0	0	76323096	0
	1 繰越金	0	76323096	76323096	0	0	76323096	0
歳入合計		150362000	250417833	250417833	0	0	100058333	0

熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 の 比
1 農 林 水 産 業 費		150362000	130400307	0	19961693	19961693
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	150362000	130400307	0	19961693	19961693
歳 出 合 計		150362000	130400307	0	19961693	19961693

歳入歳出差引残額 120,017,526 円

うち基金繰入額 な し

翌年度へ繰越額 120,017,526 円

平成16年9月14日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成15年度 熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

歳

入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	(単位 円)
1	諸収入	1700565000	2515404143	2515404143	0	0	814839143	0
	1貸付金元利収入	1700565000	2515404143	2515404143	0	0	814839143	0
2	繰越金	775000000	5579450412	5579450412	0	0	4804450412	0
	1繰越金	775000000	5579450412	5579450412	0	0	4804450412	0
歳入合計		2475565000	8094854555	8094854555	0	0	5619289555	0

熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 の 比
1 総務費		1700565000	1431914310	0	268650690	268650690
	1 市町村振興資金	1700565000	1431914310	0	268650690	268650690
2 諸支出金		775000000	775000000	0	0	0
	1 繰出金	775000000	775000000	0	0	0
歳 出 合 計		2475565000	2206914310	0	268650690	268650690

歳入歳出差引残額

5,887,940,245 円

うち基金繰入額

なし

翌年度へ繰越額

5,887,940,245 円

平成16年9月14日提出

熊本県知事 潮谷 義子

平成15年度 熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

歳

入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	過誤納額
1分担金及び負担金		1476854000	1619259817	1619259817	0	0	142405817	0
	1負担金	1476854000	1619259817	1619259817	0	0	142405817	0
2国庫支出金		1814150000	1434089000	1434089000	0	0	-380061000	0
	1国庫補助金	1814150000	1434089000	1434089000	0	0	-380061000	0
3繰入金		458426000	455105888	455105888	0	0	-3320112	0
	1一般会計繰入金	458426000	455105888	455105888	0	0	-3320112	0
4諸収入		91760000	77819178	77819178	0	0	-13940822	0
	1雑入	91760000	77819178	77819178	0	0	-13940822	0
5県債		657000000	504000000	504000000	0	0	-153000000	0
	1県債	657000000	504000000	504000000	0	0	-153000000	0
6繰越金		245849000	1021549317	1021549317	0	0	775700317	0
	1繰越金	245849000	1021549317	1021549317	0	0	775700317	0
歳入合計		4744039000	511823200	511823200	0	0	367784200	0

熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

(単位 円)

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額の比
1	土木費	4,133,573,000	3,389,545,655	692,863,000	511,643,45	74.4027345
	1 流域下水道費	4,133,573,000	3,389,545,655	692,863,000	511,643,45	74.4027345
2	公債費	610,466,000	610,463,569	0	2431	24.31
	1 公債費	610,466,000	610,463,569	0	2431	24.31
歳 出 合 計		4,744,039,000	4,000,009,224	692,863,000	511,667,76	74.4029776

歳入歳出差引残額 1,111,813,976 円

うち基金繰入額 な し

翌年度へ繰越額 1,111,813,976 円

平成16年9月14日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成15年度 熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	過誤納額
1財産収入		117561000	124625011	124625011	0	0	7064011	0
	1財産運用収入	5662000	12725215	12725215	0	0	7063215	0
	2財産売却収入	111899000	111899796	111899796	0	0	796	0
2繰越金		328069000	756822971	756822971	0	0	428753971	0
	1繰越金	328069000	756822971	756822971	0	0	428753971	0
歳 入 合 計		445630000	881447982	881447982	0	0	433817982	0

熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 の 比
1 商工費		60392000	39603179	0	20788821	20788821
	1 工 鉱 業 費	60392000	39603179	0	20788821	20788821
2 公債費		385238000	385237900	0	100	100
	1 公 債 費	385238000	385237900	0	100	100
歳 出 合 計		445630000	424841079	0	20788921	20788921

歳入歳出差引残額

456,606,903 円

うち基金繰入額

なし

翌年度へ繰越額

456,606,903 円

平成16年9月14日提出

熊本県知事 潮谷 義子

平成15年度 熊本県のチョン株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算

入 歳

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	過誤納額
1 水俣湾堆積汚泥処理事業費		1134067000	1134066457	1134066457	0	0	-543	0
	1 分担金及び負担金	1134067000	1134066457	1134066457	0	0	-543	0
2 チョン貸付費		1348913000	1348912550	1348912550	0	0	-450	0
	1 諸収入	1348913000	1348912550	1348912550	0	0	-450	0
3 水俣病問題解決支援財団出資費		276267000	276266680	276266680	0	0	-320	0
	1 繰入金	276267000	276266680	276266680	0	0	-320	0
4 支援措置費		8835481000	8835060236	8835060236	0	0	-420764	0
	1 国庫支出金	6984909000	6984906559	6984906559	0	0	-2441	0
	2 繰入金	105572000	105153677	105153677	0	0	-418323	0
	3 県債	1745000000	1745000000	1745000000	0	0	0	0
歳入合計		11594728000	11594305923	11594305923	0	0	-422077	0

熊本県のチョン株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 の 比
1 水保 汚泥処理 事業費		2385706000	2385704582	0	1418	1418
	1 公債費	2385706000	2385704582	0	1418	1418
2 チッソ 貸付費		5481342000	5481340577	0	1423	1423
	1 公債費	5481342000	5481340577	0	1423	1423
3 水保・芦北 地域振興 基金貸付費		1600841000	1600840407	0	593	593
	1 公債費	1600841000	1600840407	0	593	593
4 水保 問題解決 財団出費		276267000	276266680	0	320	320
	1 公債費	276267000	276266680	0	320	320
5 支援 措置費		1850572000	1850153677	0	418323	418323
	1 環境費	1745000000	1745000000	0	0	0
	2 公債費	105572000	105153677	0	418323	418323
歳 出 合 計		11594728000	11594305923	0	422077	422077

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額
翌年度へ繰越額

な し 0 円
平成16年9月14日提出
熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算

熊本県公告第59号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成17年1月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

黒潮市場益城店
熊本県上益城郡益城町惣領1415

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積
変更前 1,950 平方メートル
変更後 2,829 平方メートル
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の収容台数
変更前 64 台
変更後 113 台
 - ② 駐輪場の収容台数
変更前 30 台
変更後 54 台
 - ③ 荷さばき施設の面積
変更前 160 平方メートル
変更後 209 平方メートル
 - ④ 廃棄物等の保管施設の容量
変更前 35 立方メートル
変更後 40 立方メートル
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社黒潮市場	午前10時	午後11時	午前8時	午後11時
株式会社古荘本店				
有限会社ララ				
有限会社長寿庵				
株式会社同仁堂	—		午前8時	午後10時
株式会社セブンイレブンジャパン	—		24時間営業	

- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前10時から午後11時まで
変更後 24時間
- ③ 駐車場の自動車の出入口の数
変更前 2か所
変更後 4か所
- ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	変更前	変更後
No.1	24時間	24時間
No.2	—	午前6時から午後10時まで

3 変更する年月日

平成16年12月28日（大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置）

平成17年8月30日（大規模小売店舗内の店舗面積、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）

4 変更する理由

ドラッグストア等の物販店舗を増設することで、消費者の多様なニーズに対応するため。

5 届出年月日

平成16年12月27日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局振興調整室
平成17年1月26日から平成17年5月26日まで

熊本県公告第60号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年1月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 賃借物品及び数量

熊本県福祉総合情報システム用ハードウェア(附属品を含む。)及びこれに必要な基本ソフトウェア一式

(2) 賃借物品の規格、品質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 賃借期間

平成17年3月1日から平成21年2月28日まで

(4) 納入期限

平成17年2月28日(月)

(5) 納入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料1月当たりの賃借代金で行う。見積りに当たっては48月賃借料率で計算すること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。ただし、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。

3 入札に参加できる者

2に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の機能等証明書を平成17年2月4日(金)午後6時15分までに4に記載する場所に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所

熊本県健康福祉部健康福祉政策課情報・研修企画班(熊本県庁行政棟新館3階)

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-383-1111 内線 7025

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成17年1月26日(水)から平成17年2月7日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後6時15分までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年2月8日(火)午後1時30分から

イ 場所 熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室

(4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは4に記載の場所に平成17年2月7日(月)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額に賃借期間月数(48月)を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。